

「大分県医療費適正化計画（第四期）（案）」に対する県民意見の募集結果について

令和6年2月20日  
大分県福祉保健部国保医療課

令和6年1月5日から令和6年2月5日までの間、県民の皆様から募集した「大分県医療費適正化計画（第四期）（案）」についてのご意見の概要、ご意見に対する県の考え方及び計画への反映状況を取りまとめましたので公表します。

なお、1人の県民の方から延べ2件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	1	<p>地域医療支援病院は地域の診療所・病院の連携、地域包括ケア推進について重要な役割があるが、本計画には記載がない。また、医療費適正化からみて指定にそぐわない実態の病院については指定を解消することも考慮してはどうか。</p>	<p>地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、医師の少ない地域を支援する役割を担い、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する病院です。本県においては、全ての2次医療圏において1以上の病院の承認がなされています。</p> <p>本制度は、必ずしも医療費適正化を直接の目的とした制度ではなく、本計画への特段の記載は考えておりません。</p> <p>なお、次期医療計画には、同病院の地域医療支援機能の充実に努める旨記載する予定です。</p> <p>引き続き、制度の趣旨に則った運用に努めてまいります。</p>
2	1	<p>協議会設置の目的に研究協議するためとある。計画のPDCAのためにも実証研究が必要であり、予算化して研究機関への委託を可能にすべきでは。</p> <p>例えば、糖尿病による透析導入の関連で影響が大きいと思われる抗生剤多量使用の都道府県状況について。</p>	<p>大分県医療費適正化協議会の設置要綱にある研究協議とは、本計画の策定・推進に向けて各医療関係者が抱える現状や課題を明らかにし、課題に対応した取組を検討・協議することです。</p> <p>医療費適正化におきましては、レセプトや健診データ及び公表されている統計等も活用しながら、関係者と研究協議し、協働した取組を進めてまいります。</p>

福祉保健部国保医療課保険医療指導班  
電話 097-506-2661  
電子メール a12350@pref.oita.lg.jp